

島根地方最低賃金審議会 第443回会議 議事録

- 1 日 時 令和7年8月18日（月） 午後9時30分～午後10時30分
- 2 場 所 島根労働局専用大会議室
- 3 出 席 者 公益代表委員 出席5名 定数5名
労働者代表委員 出席4名 定数5名
使用者代表委員 出席4名 定数5名
- 4 主要議題 ○ 島根県最低賃金について

【会長】 ただ今から島根地方最低賃金審議会第443回会議を開会します。

なお、本審議会については、前々回の第441回審議会で決定した通り、採決を除き原則公開といたします。

最初に事務局から、本日の会議資料と定足数について説明して下さい。

【係長】 本日の会議資料につきましては、会議次第が1枚と、島根県最低賃金専門部会会長からの島根県最低賃金の改正決定に関する報告書が3枚となります。

続きまして、委員の出席状況等につきましてご報告します。

本日は、労働者代表委員の飯塚委員、使用者代表委員の福田委員が「欠席」となりますが、最低賃金審議会令で定める定足数を満たしており、本日の会議は、有効に成立しますことをご報告します。

また、本審議会には3名の方が傍聴されており、併せて報告いたします。

【会長】 会議資料は配付されていますでしょうか。

それでは会議次第の2番目、「島根県最低賃金の改正について」ですが、今年度の改正審議につきましては、専門部会において4回にわたって会議を開催し、委員の皆様には、島根県としてどのような最低賃金額としたら良いのか、本当に熱心なご議論を重ねていただきました。公益委員としても真摯に対応してまいりましたが、残念ながら労使意見の一致をみることができなかつたため、公益委員見解により、お手元に配付しています「専門部会報告

書」がまとめられております。

つきましては、審議の概要及び専門部会報告書について、事務局から説明いたします。

【室 長】 8月4日に、中央最低賃金審議会から63円引き上げの目安答申を受けまして、島根地方最低賃金審議会専門部会を8月6日、8月8日、8月12日、そして本日18日と合計4回にわたり開催しました。

当初、第2回部会における金額の提示では、労働者側から、生計費を考慮しつつ地域間格差の是正を図り、若者に島根を選んでもらえるという県にしたいという強い思いから76円引上げの提示がありました。

一方使用者側は、中小零細企業の支払能力を考慮する際、ゼロゼロ融資等の融資の返済がここにきて困難となっている事業者が多いことや、価格転嫁が未だうまく進んでいない事業所が多数あること。そのほか米国の関税の問題等の不安材料もあることなどから58円引上げの提示がありました。

その後、協議を重ね、本日、最終的には労働者側引上げ額75円、使用者側引上げ額63円の提示がありましたが、これ以上の歩み寄りが見られないことから、双方の意見を尊重しつつ、公益委員見解としては報告書のとおり、引上げ額を71円とし、1時間1,033円となったものでございます。

以上が簡単ですが、概要と報告書内容でございます。

【会 長】 ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はございますか。

【橋本委員】 今回の効力発生日について、11月17日としていることについてご説明願います。

【室 長】 補足説明を行います。

使用者側代表委員の方から今回の金額提示から協議を重ねておられたひとつの内容についてでございますが、最低賃金の効力発生年月日につきましては、令和7年11月17日に効力発生するという指定の効力発生日というものを今回採用しております。

以上でございます。

【会長】 よろしいですか。

それでは、島根県最低賃金の改正について、これから採決をしたいと思います。傍聴人の方々はご退席願います。

(採決につき傍聴人退室)

(採決は議事要旨のみ公開)

(再開、傍聴人入室)

(会長が局長に答申文手交)

【局長】 委員の皆様方におかれましては、長きにわたりますご議論、誠にありがとうございます。改めて御礼申し上げます。

当局といたしましては、ただいま頂戴しました答申に関しまして、異議審を経た答申に基づきまして島根県最低賃金の改正を決定のうえ、周知そして履行確保に全力で努めてまいりたいと存じます。ありがとうございました。

【会長】 次第の3その他ですが委員の皆様、何かございますか。

(なし)

【会長】 事務局から何かありますか。

【室長】 ただいま、答申をいただきましたので、島根地方最低賃金審議会の意見に関して、関係労使から文書で9月2日を期限として提出していただくよう、本日公示します。

異議申し出がなければ、11月17日が発効日となります。異議申出があった場合には、異議申出本審を開催し、ご審議いただくこととなりますので、あらかじめ日程を調整しておく必要がございます。

最短で、9月3日水曜日となりますが、委員の皆様方いかがでしょうか。

(複数委員日程合わせ)

【室長】 それでは、別途調整ということにさせてください。また改めて皆様にご連絡差し上げます。よろしくお願ひいたします。

【会長】 それでは本日の会議はこれで終了となります。真摯なご議論をありがとうございました。

島根地方最低賃金審議会におきましては、今後も公労使一体となって、島根県のために真摯な議論を行っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で閉会します。お疲れさまでした。